

居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」という。）と社会医療法人貞仁会が開設する新札幌ひばりが丘病院指定居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）は、利用者に対して事業者が行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 事業者は介護保険法などの関係法令などの趣旨に従い、利用者がその居宅において、尊厳を保持し持っている能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことのできるよう、個々の解決すべき課題やその心身の状況や置かれている環境等に応じ、保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が多様なサービス主体により総合的かつ効率的な提供が確保されるよう便宜をはかります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出が無い場合、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとします。

（居宅サービス計画作成及び経過観察・再評価の支援）

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- （1） 利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2） 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者へ提供しサービスの選択を求めます。その際、複数の事業所の紹介を求めて頂くことが可能です。
- （3） 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。その際、サービス事業所を計画に位置付けた理由を求めて頂くことが可能です。
- （4） 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について説明をし、利用者から文書による同意を受け居宅サービス計画を利用者に交付します。
- （5） 利用者とは毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- （6） 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- （7） 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計

画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第4条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(施設入所への支援)

第5条 事業者は、利用者が施設等への入院または入所を希望した場合、紹介その他情報提供や協力を行うものとします。

(給付管理)

第6条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、北海道国民健康保険団体連合会に提出します。

(サービスの提供の記録)

第7条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供の記録の複写物の交付を受ける事が出来ます。但し、複写の実費を請求することがあります。

(料金)

第8条 事業者が提供する指定居宅介護支援の費用については、「重要事項説明書」に明記してあります。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、本契約の有効期間中解約をする事ができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前に、事業者に通知するものとします。

- 2 事業者は、やむを得ない事由により、利用者に対して1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合事業者は、利用者の不利益にならないよう、当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報提供を行います。
- 3 事業者は、利用者又は家族が故意または重大な過失により事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合や、居宅介護支援の実施に際し、その心身の状況お

よび病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知などを行うことで本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、ただちに本契約を解除する事ができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が6か月以上介護保険施設や医療施設に入所・入院した場合。
- (2) 利用者が1年以上サービスを利用しなかった場合。
- (3) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (4) 利用者が死亡した場合、もしくは被保険者資格を喪失した場合。

(秘密保持・個人情報の保護)

第10条 事業者及び介護支援専門員その他事業者が使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません（個人情報保護法に従います）。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は以下の場合に限り、利用者に関する個人情報を扱うものとします。

- (1) サービス提供に伴うサービス事業所との連携
- (2) 家族への居宅介護支援のサービス内容の説明
- (3) 医療機関・介護保険施設等との連携
- (4) 行政機関の指導・調査に対する報告
- (5) 介護保険事務に関する資料提供
- (6) その他利用者の同意を得た情報の提供

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、速やかにその損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額する事ができます。

(相談苦情対応)

第12条 事業者は、相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

(善管注意義務)

第13条 事業者は、利用者により依頼された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(契約外条項)

第 14 条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者)

住所 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 12-1
法人名 社会医療法人貞仁会 新札幌ひばりが丘病院
代表者 理事長 高橋 大賀 印
電話 (011) 894-7070 FAX (011) 894-7657

(事業所)

名称 新札幌ひばりが丘ケアサポートセンター指定居宅介護支援事業所
北海道知事指定 第 0110316676 号

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

(代筆者氏名) _____

利用者との関係 ()

(代理人) 代理人を選定した場合

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 ()